

意見第 14 号

選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2019年12月9日

提出者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
賛成者 久喜市議会議員
岡 崎 克 巳
平 間 益 美
川 辺 美 信

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書

選択的夫婦別姓制度とは、結婚後に同姓を名乗ることもでき、夫婦が望む場合はそれぞれの姓を名乗ることも可能とする制度です。

法制審議会民法部会では、平成3年から婚姻制度等の見直し審議を行い、平成8年2月に、選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しました。法務省は、この答申を受け、平成8年と平成22年に改正案を準備しましたが、いずれも国会提出には至らず、今日まで審議されていません。

民法第750条に規定される「夫婦同氏制」は、明治31年の民法成立によって制度化されましたが、当時は家父長制により、結婚後は「家」の姓を名乗ることが慣習となっていました。それ以前は日本においても伝統的に武家の慣習によって「夫婦別氏（姓）」が一般的であったとされています。

最高裁は、平成27年12月、民法第750条に規定される「夫婦同氏制を合憲と判断」しながらも、「選択権が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とし、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきだとして、民法の見直しを国会審議に委ねました。

選択的夫婦別姓制度を求める背景には、結婚後は男女いずれかの姓を名乗らなければならないとする「夫婦同氏制」の下で、多くの女性が事実上、男性の姓に変更することを求められ、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアが生かされないことや、改

姓を避けるために結婚を諦める方や事実婚を選ばざるを得ない方が少なからずいると言われています。

すでに世界中の国々では夫婦別姓、結合姓などが一般的であり、昨年3月の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界中で日本だけであることが明らかになっています。

そして、女性権利条約の批准や、男女同権意識の高まり、家族のあり方が多様化するなか、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を深め、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきました。平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成・容認が66.9%と反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運は、大変高まってきております。

よって、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓の法制度改正について、積極的な議論を推進するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて